

邪馬台国の位置に関する覚書

——日本国家史研究の一齣——

上野利三

- 一 はしがき
- 二 里程と方角の基本的認識
- 三 卑弥呼を「共立」した国々
- 四 余語

一 はしがき

日本国家史に関する諸研究のなかでも、原始国家としての邪馬台国の位置を探求する問題は、江戸期以来史家の関心を集めて久しく、今日に至るものなおその関心度は一向におとろえる気配が見えない。⁽¹⁾否そればかりか、近年はこの問題をめぐる論争に、歴史研究に携わる者以外のさまざまな分野からも多くの人々が参画するようになり、学問的進展がもたらされた。

邪馬台国研究は、日本の古代国家の源初的形態の一端を明らかにする上で避けて通る訳にはいかない。わけでもこ

の国の所在した位置を究明することが少なからず重要な意義を有しているのは、仮にこの国が大和か北九州のどちらに存したかにより国家としての規模が大きく異なり、それ故に日本の国土統一の時期の設定がかなり違ってくるからである。

二世紀後半から三世紀後半にかけて、魏志の東夷伝倭人条（以下倭人伝）に記すところの邪馬台国が、大和に存在したとすれば、この国はすでに西日本から近畿方面にかけての大半の諸国を服属していたことになり、萌芽期の大和朝廷そのものということになる。しかしこの国が北九州にあったとしたならば、卑弥呼の統治する国は、未だ北九州の範囲だけを治める原始的な国家の域を出なかったといわざるをえない。この場合、国土の統一はまだまだ先のこととなる。

この所在地をめぐる論争は、現今では依然として決着を見ない状況であるが、その究明が日本国家史研究に携わる者にとって極めて重要であることは、論を俟たない。

ところが、邪馬台国問題はどのように魅力ある題材だけに、論争がいちだんと進むにつれて、他方で異説・奇説の類も数多く出されるようになり、本来の学問的意味あいが稀薄で興味本位に取り上げられる傾向も生まれた。

しかし第一に考えなければならぬことは、邪馬台国の問題はすぐれて文献史学の研究に負うものであるということである。この国のことが唯一総合的に記録されている魏志倭人伝の記述を、あくまでも史学研究の原則にのっとりながら、正確に読み解くことに最重点を置くべきであると思う。その上で、次にこれを考古学あるいは文化人類学等の研究成果や、記紀に記すところの伝承から汲み取れる事柄などで補なうという作業を綿密に行うべきであろう。

こうした観点に立って、本稿では、これまでの成果をできうる限り参酌しながら、私なりの邪馬台国像を素描して見たいと思う。⁽³⁾ 大方のご教示・ご叱正を得られれば幸いである。

（1）これまでの邪馬台国関係の研究史を概観するには、佐伯有清氏の著『研究史邪馬台国』（昭和四十六年）、『研究史戦後の

邪馬台国（昭和四十七年）、及び『邪馬台国基本論文集一・二』（昭和五十六年）、『同三』（昭和五十七年）等が簡便である。これ以降の論著をあげると枚挙に遑がないが、管見に入っただけでも、鈴木靖民「魏志倭人伝検討のための二、三の視角」国学院雑誌八二一一（昭和五十七年）、山尾幸久「日本古代王権形成史論」（昭和五十八年）、関和彦「邪馬台国論」（昭和五十八年）、古田武彦『多元的国家の成立——邪馬台国の方法』上・下（昭和五十八年）、森浩一「倭人伝の世界」（昭和五十八年）、汪向榮「邪馬台国」（昭和五十八年）、謝銘仁「邪馬台国 中国人はこう読む」（昭和五十八年）、歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史 原始・古代』（昭和五十九年）、井上光貞ほか編『日本歴史大系 原始・古代』（昭和五十九年）、山尾幸久『新版・魏志倭人伝』（昭和六十一年）、義江彰夫『日本通史Ⅰ 原始古代・中世 歴史の曙から伝統社会の成熟へ』（昭和六十一年）、武光誠『邪馬台国辞典』（昭和六十一年）、王金林『古代の日本——邪馬台国を中心として』（昭和六十一年）、佐原真『大系日本の歴史Ⅰ 日本人の誕生』（昭和六十二年）、和田萃『同上Ⅱ 古墳の時代』（昭和六十三年）、鈴木靖民「倭政権の形成と東アジア」（『古墳はなぜつくられたか』所収・昭和六十三年）、武光誠『邪馬台国100話』（昭和六十三年）、大山誠一「古代国家と大化改新」（昭和六十三年）、弘中芳男「古地図と邪馬台国」（昭和六十三年）、金関恕・直木孝次郎・平野邦雄・森浩一編『倭人伝の世界』（昭和六十三年）、NHK取材班『邪馬台国が見える！ 吉野ケ里と卑弥呼の時代』（平成元年）、大塚初重・山田富士雄・佐伯有清・佐原真・高島忠平・豊田有恒・山尾幸久編『倭国大乱と吉野ケ里』（平成二年）、沈仁安『倭国と東アジア 東アジアのなかの日本歴史Ⅰ』（平成二年）、都出比呂志・山本三郎編『邪馬台国の時代』（平成二年）、白石太一郎・吉村武彦編『争点日本の歴史 第二巻古代編Ⅰ』（平成二年）、西本昌弘「邪馬台国位置論争の学史的総括」（横田建一編『日本書紀研究 第十七冊所収・平成二年）、水野正好『日本文明史 第二巻文明の土壌 島国の原像』（平成二年）、国立歴史民俗博物館編『歴博フォーラム 邪馬台国時代の東日本』（平成三年）、武光誠『三國志 魏志倭人伝の原史料』（『日本古代社会史研究』所収・平成三年）、田中琢『日本の歴史Ⅱ 倭人争乱』（平成三年）、川口博之「陳寿の地図 邪馬台国の経緯」（平成三年）、井上秀雄「倭・倭人・倭国 東アジア古代史再検討」（平成三年）、中山恒二「魏志倭人伝「倭語」の解説」（平成三年）、近江昌司編『卑弥呼の時代』（平成三年）、王仲殊「中国からみた古代日本」（平成四年）、王金林「邪馬台国と古代中国」（平成四年）、安本美典「邪馬台国に決着がついた！」（平成四年）、大庭脩「邪馬台国論——中国史からの視点——」（坪井清足・平野邦雄編『新版古代の日本 第一巻古代史総論』所収・平成五年）、『岩波講座日本通史 第2巻古代Ⅰ』（平成五年）、西嶋定生「邪馬台国と倭国」（平成六年）、荒木博之・奥野正男・大林太良・金関恕・佐原真・安本美典・谷川健一編著『邪馬台国は東遷したか』（平成六年）、等々があげられる。なお、古典的名著であり最近になって著作集に再収録されたものとしては、井上光貞『日本国家の起源』（昭和三十五年）、『古代国家の形成』井上著作集第三巻・昭和六十一年）、田中卓

『海に書かれた邪馬台国』（昭和五十年、『邪馬台国と稲荷山刀銘』田中著作集第二卷・昭和六十一年）、坂本太郎『魏志倭人伝雑考』（昭和二十九年、『風土記と万葉集』坂本著作集第四卷・昭和六十三年）、榎一雄『邪馬台国』（昭和五十三年、『邪馬台国』榎著作集第八卷・平成四年）等がある。

（2）邪馬台国の所在地論争は、もちろん大和説と北九州説だけではなく、実に多くの所説が提起されているが、主たる学説を成しているのがこの両説である点は、誰しも異存のないところであろう。

（3）私は近時、『文献史学から見た邪馬台国所在地論——本居宣長説を起点に大和説不成立論に及ぶ——』（松阪大学地域社会研究所報第8号・平成八年、その後拙著『日本書史学の研究』・平成八年、に収む）を著したが、これは掲載誌の性格上、地域（松阪）と関わりの深い本居宣長にこと寄せて論じている。本稿の論旨もこれと重複する点が多々あるが、この点を読者は了とせられたい。

二 里程と方角の基本的認識

これまでの邪馬台国論争において、大和説は里程においては有利であるが方角で不利とされ、北九州説はその逆で里程においては分がなく、方角では有利とされてきた。これは、倭人伝の文章に読み取りにくい部分があつて、その解釈の仕方によっては幾通りかに読める余地があるからである。従つてまずこの問題について、従来の諸説を勘案しながら、私なりに整理をしておきたいと考える。

（1）里程

まず里程に関しては、倭人伝によれば、帯方郡（郡治所）から朝鮮半島南端の狗邪韓国までが七千余里、ここから対馬国までが千余里、さらに対馬国から一支国までの間、および一支国から末盧国の間がそれぞれ千余里、この九州本島の末盧に上陸してここからさらに使節は「郡使の往来、常に駐まる所」という伊都国まで五百里を要する。この

伊都国の位置は後の「伊覲景」(仲哀紀)、筑前国怡土郡に当たる。以上を通計すると一万五百余里ということになる。しかし倭人伝の別の段には、「郡より女王国に至る、万二千余里」と記されている。この場合の女王国とは「女王の都する所」すなわち邪馬台国を指していることは疑いがないから、帯方郡から邪馬台国までの総距離は一万二千余里である。従って伊都国から邪馬台国に至る残りの距離は千五百里ほどになる。ちなみに、この里数は現在のメートル法に換算すると百キロメートル内外の距離となる⁽¹⁾うか。

ところで、倭人伝には伊都国と邪馬台国との間に、奴国、不弥国、投馬国の三国の記載があり、各国間の里程は、伊都・奴間が百里、奴・不弥間も同じく百里、不弥・投馬間は「水行二十日」、さらに邪馬台国へは「水行十日陸行一月」と書かれている。もし魏の使節がこれらの国々を順々に経て南下したとすれば、南九州を通り過ぎ、はるか先の太平洋上に行きつくということになる。これと先ほど述べた伊都・邪馬台間の千五百里とはどのように整合させることができるのであろうか。

それは一見大変難しそうに思えるのだが、大和説の論者が見出した解決策は、まずこの千五百里には目をつむり、そして南下する筈の使節の方向を東行に置きかえることであった。しかし原文の字句を自説に都合よく書き換えることは、史学の鉄則にもとる所作であること、後に詳述する通りである。こうしたことなく、我々は合理的解釈をほどこすことによってこの難問の解決に当たらなければならないのである。

私は、多くの大和論者が批判の対象としてきた榎一雄氏の所論に改めて立ち返る必要があると思う。

榎氏は、倭人伝の記事は伊都国の前と後とでは書き方が違っていることに着目された⁽²⁾。確かに、魏使が伊都国に着くまでは、大むね、方位、距離、地名の順で記されているのに対して、伊都国から後は一貫して方位、地名、距離の順序で記載されている。すなわち倭人伝は、伊都国をさかいにしてその前と後の書法を意図的に変えているのである。使節が狗邪韓国から対馬、一支、末盧の国々を経由して伊都国に到った道筋は伝に述べる通りで、これを疑う余地は

ない。しかし榎氏は、伊都国から後は順次使節が通過したのではなく、この国を起点にしてそれぞれの国に至る方向と距離を示したものであり、従って魏使は、伊都国から直接邪馬台国へ行ったと説明された。これは伊都国から後の国々を順々に接続させて読んできた従来の直線式の読み方に異を唱えるものであった。

私は基本的に、この榎氏のいわゆる放射式の読み方は正しいと考える。なぜならば、別の観点からも、伊都国の前と後とは明らかな倭人伝編者の著録態度に相違が読み取れるからである。つまり伊都国に至る国々については、次のように記載されている（前記の榎氏の指摘された部分も併せ引用する。句読点は筆者）。

- (1) 始度一海^(方)千余里、至对馬国^(地名)、其大官曰卑狗、副曰卑奴母離、所居絶島、方可四百余里、土地山險、多深林、道路如禽鹿徑、有千余戸、無良田、食海物自活、乘船南北市糴、
- (2) 又南渡一海^(方)千余里、名曰瀚海、至一大^(地名)支^(支)国、官亦曰卑狗、副曰卑奴母離、方可三百里、多竹木叢林、有三千許家、差有田地、耕田猶不足食、亦南北市糴、
- (3) 又渡一海^(方)千余里、至末盧国^(地名)、有四千余戸、浜山海居、草木茂盛、行不見前人、好捕魚鰓、水深淺皆沈没取之、
- (4) 東南陸行五百里、到伊都国^(地名)、官曰爾支、副曰泄謨、魴柄渠、有千余戸、世有王、皆統属女王国、郡使往来常所駐、

これには国の行政官及び戸数のほか、地理、生業など国内の様子についてもやや詳しく言及するところがある（傍点部分参照）。

ところが、これに比べて伊都国から後の諸国については、以下のように記されている。

- (5) 東南至奴国^(方)百里、官曰咒馬觚、副曰卑奴母離、有二万余戸、
- (6) 東行至不弥国^(方)百里、官曰多模、副曰卑奴母離、有千余家、
- (7) 南至投馬国^(方)、水行二十日、官曰弥弥、副曰弥弥那利、可五万余戸、

ここでは、地理的狀況や人々のくらしぶりについては全く触れず、ただ行政官と戸数だけを記録するにすぎない。前者との違いは歴然としている。

この相違が意味するところは何か。それはおそらく、魏の使節が、伊都国までの国々は実地に訪ずれて、その国内状況を見聞したのだが、これに対して、伊都から後の三国については、使節が現地に赴いたのではなく、伊都に滞在する間にそうした国々の存在する方向やそこまでの距離を単に聞き書きしたにすぎないことを示していよう。

もし魏使が伊都から次の奴国に行ったとするならば、彼らはこの奴という国が前代の漢の時には倭国を代表する大国であり、光武帝から「漢委奴国王」の金印を授けられた王がいたことを知らぬ筈がなく、従ってこの国の説明文を行政官と戸数の記述だけで済ませたとは考えにくい。こうしたことから、使節が奴国以下の国々を実際に通行した形跡はこれを認めることができないのである。

なお、(5)(6)の奴国及び不弥国の方角記事には、これが陸行なのか水行なのか明記されていない。この点も私の右所論を裏付けているのではないかと思う。

これらの事実は、前記の榎説をよく支証するものである。⁽⁴⁾

そうだとすれば、伊都国から邪馬台国までの間は、距離でいえば千五百余里であり、行程だと「水行十日陸行一月」ということになる。問題は、この八文字の行程記事をどう解釈するかである。このことは実際、魏志倭人伝を読み解く非常に大事な要点のひとつである。邪馬台国所在地論の方向はこれによって大きく変わってくる⁽⁵⁾といっても過言ではない。

この八文字の読み方は、これまで二通りが行われてきたが、私はこれを「水行ならば十日、陸行ならば一月」と読むべきであって、決して「水行十日さらに陸行一月」と読むべきではない、と考える。後者は多く、大和論者が採用する解釈方法であるが、九州論者の中にも、水行の十日と陸行の一月とを合わせたものでは九州からはるか南にはみ出してしまうというので、「一月」は「一日」の誤りであると論断する学者も少なくなかった。⁽⁵⁾

しかし、「水行十日さらに陸行一月」という読み方が何故誤っているかというと、第一の理由は、水行から陸行に

移る際に、どこかの国に到着しそこで上陸しなければならないのに、その上陸地点の国名が記されていないことである。それまでの倭人伝の記載法をみると、例えば対馬、一支と海路を渡ってきた魏の使が末盧国に上陸し、そこから伊都国まで陸行したことが漏らさず明記してある。またこの読み方だと、上陸した国名が記載されていないばかりか、陸行に移ってから一月の間いったい如何なる国々を経て邪馬台国に入ったのが全く不明である。⁶⁾この場合、魏使が邪馬台国まで通行するのに道筋の国々の名をひとつも記さないのはおかしい。普通ならばこうした国々は倭国の中心部に近づくにつれて重要性はいつそう増す筈であるから、倭人伝がこれを省略するなどは考えにくい。

第二に、「水行十日」と「陸行一月」の間に、「又」といった接続詞が入っていないことは、水行と陸行を加算式に読むことを困難にしているよう。

第三に、中国の正史において水陸両路が記されているような場合は、「水行によると何里、陸路によると何里」というように、殆どが単なる併記と解して間違いない、という点である。

従って、こうした理由から、魏使は伊都国から邪馬台国への行程において、水陸二つの通路があるうちの水行か陸行のいずれかを利用したものと判断される。

右の判定にしてこれが妥当とすれば、私は、使節は陸行よりも水行の方を用いたに違いないと思う。

何故ならば、使節一行が、十日間の船旅を利用せずに道路事情の劣悪な三十日の歩行を選択するとは、考え難いからである。その上、禽獣類の横行する危険な道中を沢山の重要な荷物を携帯して行進する旅程は、正使を受け入れる場合、全く不向きな選択といわざるをえない。

結局問題は、伊都・邪馬台間の千五百余里という里数が、果して「水行十日」の行程にうまく合致するのだろうかという点である。

そもそも水上の航路を里数で割り出すことは、原始古代にあってはかなり難しいものがあつた筈である。陸地のよ

うに歩数・歩幅を測る訳にはいかず、ましてや潮の流れの速さや風の向き、波の高さなど不確定要素が濃いこと、などのためである。

しかして魏使は水行十日を用いたけれども、吾人がこれを里数に換算する時は陸行に置き換えて算出してもよい筈である。すると、早くから榎氏や牧健二氏が引用し、それで説明されるように、魏時代よりくだる史料であるが、唐六典卷三戸部条には、

凡陸行之程、馬日七十里、歩及驢五十里

とあって、陸上の歩行が一日五十里と記されている。これにしてしかりとすれば、陸行一月（三十日）の行程がちょうど千五百里になることが証明される。

要するにこれまで、里程において北九州説は不利と見做されてきたのであるが、かなり大雑把な説明でこれまで終始してきた大和説における里程解釈よりも、かえって、適合性の高い結果が導き出されたものと思う。

(2) 方角

次に、方角の問題について述べてみたい。

従来、大和説をとる史家はもちろんのこと、九州論者においても、倭人伝に、

南至投馬国、水行二十日、……南至邪馬台国、女王之所都、水行十日、陸行一月

とある部分を字句通りに全ての日数を加算して読むと九州の遙か南方に邪馬台国の地を求めなくてはならなくなるため、大和論者にあつては、日数はそのままとし、方角は魏の使が「南」としたのは「東」の間違いであるということにされたのである。そのように方角記事を修正すれば、北九州の伊都から東の方向に進むと大和地方にたどり着く筈、というものであった。この地方には、卑弥呼の葬られた「冢」に相当しそうな古墳もあり、この周辺地域の古墳やこ

れまでに発掘された鏡の分布状況も当時の倭国を代表する国家にふさわしい大和地方を中心に広がりを見せている。こうした考古学方面からの研究成果も次々に公表された。⁽⁸⁾

しかし、肝心の、倭人伝の方角記事が誤りであるという大和説の論拠は、大半が「そうであるに違いない」というある種の期待を込めた願望的憶測に基づくものであって、なぜこれが誤りであるかが具体的に立証されたことは、未だかつて聞いたことがない。ところがこの憶測は、大和論者の中ではもはや確信に変貌をとげ、この確信を前提に議論が進められる場面が少なからず見受けられる。このところに私は最大の注意を喚起したのである。

魏志倭人伝の読解において、ごく初期の研究者である本居宣長は、邪馬台国がもし大和にあったとすれば、魏から来た使節は北九州からは東へと向かうべき筈なのに、倭人伝の記述では南の方角へと向かっている。しかも北九州の国々を以西とすべきところを倭人伝では「女王国より以北」と記していたりするが、これは邪馬台国が「まことは大和の京」ではないからである、と説いている。⁽⁹⁾ここでの本居の学説は、倭人伝の文章を忠実に解釈することを基本に成立しているといえる。

しかし、大和説だと倭人伝の方角記事に誤りが存在するということを前提にして議論を進めなくてはならないから、伝に記されている方角の全てにわたり、時計の針の進む方向とは逆回りに九〇度誤っていると理解し、これらを書き改めて読むことを余儀なくされる。

だが、はるばると大陸から数多の艱難を乗り越えて倭国に渡って来た魏の正式使節が、旅程において最も重要な進行方向をわきまえていなかったなどということが、果して考えられるであろうか。古代中国の天文・暦学は紀元前のはるか昔より相当の進歩をとげていたことは周知のところであるが、それにも拘らず、天文の知識にうとい使節団が魏の皇帝からの大切な親書等を携えて来日したとは到底考えられないことではないだろうか。ましてや古代の人々が方位を知る上で最も頼みとしていたのは太陽の位置であったと思われるが、使節団が移動・進行する時に、太陽の出

る方角（東）と日中に太陽の出ている方向とをどうして見誤るであろうか。魏使の帰朝報告において、あるいは倭人伝の編集作業において、何かの事情で故意に方角記事が手直しされなければならなかったとすれば、その時は、解説にたずさわる史家がその事情をさぐり当て、これをたださねばならないが、現在のところ、彼の地で方角記事を書き直す必要に迫られていたという事情が存した事実、これを見出すことができない。

また、前記したように、大和論者が倭人伝の方角記事は誤りであるというのでこれを書き改めるとすれば、それは決して一部の改変であってはならない筈である。本文中に見える二十箇所にのぼる方角記事の全てについて一様に書き直す作業を行う必要がある。だがそのように書き直しを行った結果、果してこれに対する解釈に責任が持てるのであろうか。

倭人伝の方角に関する記載は、東、西、南、北、東南、南北、そして以北等々と、さまざまな場面において区々に使い分けがなされており、これについての表記に極めて厳正な注意が払われていることを軽々に見過ごしてはならないのである。

そもそも、史料の原文を誤りと決めつけて、これを書き改めるには余程の根拠が提示されなくてはならない。もしも曖昧な根拠以上のものが示せないのであれば、むやみに原文の字句をいじるべきでないことは、史学研究上の大原則であり、歴史研究にいたずく者の最も留意すべき事柄のひとつである。

いうまでもなく魏志倭人伝は、原始・古代の日本の国家のありさまや制度・習俗の実態を窺い知る殆ど唯一の、基本的文献にして甚だ貴重な同時代的史料であるから、そこに記録された字句・事項をできる限り厳密にまた正確に読み解こうとする態度は、必要不可欠なことである。

以上において、わたくしは里程・方角の双方からみて、邪馬台国は北九州内に存したものと考えて間違いないと思う。

- (1) 例えば末盧・伊都間は五百里と倭人伝に記されているが、遺跡の発掘成果などから、末盧国の中心地と覚しき唐津辺りから伊都国の中心前原町の三雲・伊原・平原辺りまでの距離は約三十三キロメートルである。また一支・末盧間は約六十キロメートルで、これは千余里と伝は記している。
- (2) 榎・前掲著作集・四一頁以下。
- (3) 倭人伝の冒頭に「旧百余国、漢時尙有朝見者」とあるのは、「漢書」地理志や「後漢書」東夷伝倭条等の知識によっている。
- (4) ただし、榎氏が投馬国が邪馬台国より南にあるとされた点は修正されなければならないであろう。投馬国を含む如上の七国は「女王国より以北」にあると伝は記しているからである。この点は田中卓氏の前掲『海に書かれた邪馬台国』を参照されたい。
- (5) 古くは本居宣長の「馭戎慨言」（一七七八年、『本居宣長全集』第八卷所収・昭和四十七年・三三頁以下）に見られ、以後白鳥庫吉「倭女王卑弥呼考」（東亜之光第五卷六・七号・明治四十三年）、富米隆「魏志『邪馬台』の位置に関する考察」（大分大学文学部研究紀要第二巻・昭和二十八年）、植村清一「邪馬台国・狗奴国・投馬国」（史学雑誌第六四編二二号・昭和三十年）、安本美典「邪馬台国への道」（昭和四十二年）、等々の論著に引き継がれてきた。
- (6) 魏使は邪馬台国へは行かなかったのだという説があるが、私はこの考え方は論外であると思う。使節が魏の皇帝から倭王卑弥呼に渡すべく託された「親魏倭王」の制詔、印綬等を伊都国で倭国の役人に預けて帰国することはないことだからである。
- (7) 榎・前掲著作集・六六頁、牧健二『日本の原始国家』（昭和四十三年）・五四頁。
- (8) 例えば、梅原末治『佐味田及新山古墳研究』（大正十年）、笠井新也「邪馬台国は大和である」考古学雑誌第一二巻七号（大正十一年）、小林行雄『古墳時代の研究』（昭和三十六年）、その他前節注（1）所掲の考古学分野の文献等々を参照。
- (9) 本居・前掲「馭戎慨言」・三三頁。

三 卑弥呼を「共立」した国々

倭人伝によれば、邪馬台国は当時三十ほどの国を従えており、その支配者として頂点に君臨する女王卑弥呼は、倭

国の乱後、諸国の「共立」によってその地位についたとされる。そうとすれば、邪馬台国の支持基盤となる国々は、当時の政治的情勢においては必ず邪馬台国の周辺にあってこの国をささえていたに違いない。従って、もし邪馬台国が畿内大和にあったとするならば、この国をささえる国々が大和周辺に存在した筈であり、また北九州に邪馬台国が存在したとすれば、この国をささえる国々は主に北九州に存したことになる。いずれにしても、そうした枢要の国々の所在を倭人伝は書き漏らすとは考え難い。

(1) 対馬——投馬間の七国

大和説の場合、邪馬台国はイコール大和朝廷である、と見做すのであるが、大和朝廷にとり大和周辺の畿内諸国がどれほど重要な存在であったかはいまさら説明するまでもないであろう。しかし実際に、そうした国々の名を倭人伝から探し求めることは無理である。

これに対して、倭人伝に記載されている対馬から邪馬台国に至る八国のうち、投馬国はさておくとして、投馬以前に見える対馬・一支・末盧・伊都・奴・不弥の六国は、明らかに北九州に存在する国々である。投馬国について、大和説ではこれを中国地方の瀬戸内海沿岸地域（備後の鞆、あるいは讃岐の託閭郷）か、日本海沿岸地域（出雲国、または但馬国）に擬定する。しかしこの場合でも、北九州の不弥から邪馬台国に至るおよそ気の遠くなるほどの道のり上に、わずかに投馬の一国だけを経由することになる。大和周辺の、例えば摂津とか河内・和泉、あるいは山背地方といった重要な地域の様子は全く記さずに、なぜそこから遠くかけ離れた投馬一国だけをとり上げることになるのか。そうではなくとも北九州から大和までの間には、さらに膨大な数の国が存した筈であるから、それらの国々の説明があってもよいではないか。大和説はこうした疑義をどのように処理するのであろうか。

倭人伝が北九州沿岸諸国を細かく記すのとは対照的に、大和説だと邪馬台国に近づけば近づくほど国名の記載が

えって粗雑になるという矛盾に陥ってしまうのである。

また、諸国を検察するために置かれたという一大率に關しても、大和説では、なぜ大和から遠く離れた北九州の伊都国のみにこれを設けて、中国・四国地方のどこにもこうした検察機構を置かなかったのか、十分な説明を必要としよう。

大和説に立った場合、このように諸国の配置や行程記事など全体の構成に自然と了解し難い箇所がまみえられるのである。

なお、投馬国について、倭人伝には北九州沿岸国から南に水行二十日のところに存在したと記されているのだが、これまで九州論者の間でもこれの解釈に相当苦慮してきて今日に及んでいる。本居以来、牧、井上、榎氏等によって、この国は日向国児湯郡の都万神社のある所という説が主流ともなつて語り継がれてきた。^①私もこの国を従前の九州論者と同様に九州内の一国と見るが、これが九州本島に存した国とは考えていない。何故ならば、倭人伝には「水行二十日」としか書かれておらず、陸行には触れていないから、この国へは海路しか利用できず、決して陸上を通行して行くことのできない島に該当する所に存立していた国と見做さざるをえないからである。かくて投馬国を五島列島に比定されたのは田中卓氏であり、氏は、その方位、日数、官名、島名の由来、倭国の対外交易上の重要な経由地、等々について詳しく解説され、この結論を導かれている。^②私は、現時点で田中説が最も説得性があると思う。

倭人伝に登場する邪馬台国直前の国々は、かくして殆どが北九州の内に求めうるものが、ここに明らかになったと推断してよい。

(2) 「其余旁国」と「女王国」

ところで、邪馬台国の支持基盤となった周辺の国々は以上だけではない。井上光貞氏は、邪馬台国とその従属国を

含む政治集団の全体を邪馬台国連合と呼び、それらは、

- (1) 魏志入国の沿道の国々（対馬・一支・末盧・伊都）
- (2) 伊都からの距離を記された国々（奴・不弥・投馬）
- (3) 「其余旁国」（斯馬・己百支・伊邪・都支・弥奴・好古都・不呼・姐奴・対蘇・蘇奴・呼邑・華奴蘇奴・鬼・為吾・鬼奴・邪馬・躬臣・巴利・支惟・烏奴・奴）

の計二十八国であったという。⁽³⁾ そしてこのうち(1)(2)の対馬・一支・奴・不弥の諸国には卑弥呼が卑奴母離という辺境防備官を派遣して諸国を統轄し、伊都国の王も代々「女王国に統属」していたという。⁽⁴⁾ 右は井上氏なりの整理の仕方であるが、そうした内容についてはこれまでの学説でもすでに大略承認をえた事柄ではあるが、全体を邪馬台国連合と規定せられたのはおそらく井上氏が最初であろう。

だが、井上氏のように、二十八国全部を連合ということばで括ってしまつてよいのであろうか。邪馬台国が、自らの支持基盤であり、女王卑弥呼を「共立」した国々に対して、彼らを「畏憚」せしむるほど強力な「一大率を特に置いてこれらを檢察」した、ということが果して考えられるであらうか。連合という形で相互に結束していたならば、邪馬台国と他の諸国との間にさまで強権を必要とする統属関係がはたらいていたなどということがありえようか。また井上氏は、前記(1)(2)の国々については統治のあり方に触れられたが、(3)の各国についての説明、及び(3)と(1)(2)との相関関係については言及されていない。

倭人伝によるかぎり、(3)の二十一国に関しては、邪馬台国から卑奴母離等の役人が派遣されたとは記されておらず、しかもこれら諸国は「女王の境界」内に存在したことは記しているが、邪馬台国がこれらを統属していたとは一言も述べていない。同じ邪馬台国の連合諸国というのであれば、倭人伝は(1)(2)の七国と(3)の二十一国との間にこれ程の落差のある取り上げ方はしないのではあるまいか。

卑弥呼が諸国に「共立」されたという事実は、諸国の王達が共同意思によって自主的な権限を行使してその「共立」に参画したということであるから、その王が「統属」的支配を受けた伊都国や、王位が廃されて邪馬台国から軍事的指揮官「卑奴母離」を送り込まれていた前述の国々は、当然のことながらこの「共立」には加わりえなかったと考えざるをえない。

このように見てくると、改めて、邪馬台国の女王を「共立」した国々とはいいたい如何なる政治集団であったのかを問い直して見る必要がある。この問いに対して、最も合理的解釈をくだされたのは牧健二氏であったと思う。つまり氏は、倭人伝に見える「女王国」という語に着目され、この伝の主題である邪馬台国の名はわずかに一回しか見えず、しかもそれには「女王の都する所」という説明がついている。これは邪馬台国が女王国の首都の所在地であったことを意味し、決して邪馬台国イコール女王国ではない。かくて「女王国」及び「女王国より以北」の地域を個別具体的に示し、「女王国」を構成する諸国こそが女王卑弥呼を「共立」した主体であった、と述べている。⁽⁵⁾ この「女王国」諸国とは、邪馬台国を盟主にすえながらもその女王卑弥呼の「共立」に自主的な権限で参画することのできた、伝に「其余の旁国」と記す二十一国であった、と私は考える。既述したように、これらの諸国は「女王の境界」内に存立したけれども、邪馬台国に統属されていた形跡は見出すことができないゆえである。

なお、この時代の「国」の地理的範囲は後の郡または郷程度の領域であったこと、前稿で述べたごとくである。⁽⁶⁾ 従って、本節で取り上げた邪馬台国以下の二十九国位は北九州内におさまってしまうと私は考えている。

- (1) 本居・前掲「馭戎慨言」・三四頁、牧・前掲『日本の原始国家』・三五九頁以下、井上『日本の歴史1』（昭和四十年）二三八頁以下、榎・前掲著作集・八七頁。
- (2) 田中・前掲『海に書かれた邪馬台国』を参照のこと。
- (3) (4) 井上「邪馬台国とその時代」（井上ほか編・前掲『日本歴史大系1』所収・二二三頁。井上氏は榎説支持の立場から、

奴・不弥・投馬の三国を(2)の沿道の国々とは見ていない。

(5) 牧・前掲『日本の原始国家』・五七頁以下。

(6) 拙著前掲「文献史学から見た邪馬台国所在地論」。

四 余 語

前節で考察したことを援用しながら、ここでは邪馬台国における支配のあり方とその変遷について少し述べてみたい。

邪馬台国の所在地については、後に説明するごとく、私は北九州説の中でも中心を占める筑後国山門郡説をとるが、この山門郡が女王卑弥呼の都した国、すなわち女王国の首都邪馬台国であったとすれば、卑弥呼を「共立」した女王国と「女王国より以北」の諸国との間には、明らかな政治的地域差が存在したことが、倭人伝から読み取れる。

倭人伝によれば、「女王国より以北」の諸国は、伝に戸数道里が略載された対馬から投馬に至る七国であって、これらはいわば北九州の沿岸諸国である。もっとも牧氏は、これらのうち投馬国に関しては、伝に日数で表示してあり、右にいう道里が略載されていないので「以北」の国の中には入らないとされるが、これは嚴格に過ぎる解釈であり、実際この国へは水行を用いる外なかったのであるから(前述)、道里のかわりに日数で表わしたのだと思う。

かくしてこれらの七国は、伊都国に置かれた女王国の一大率によって検察を受けるまさに女王国の服属国であった。女王国はこの沿岸の七國中、伊都国の王のみその存在を許した。何故この国だけが国王の存続を認められながらも、女王国から一大率という権力機構を置かれ、王の自由な権限を掣肘されていたのか。「女王国より以北」の国々の性格を考える上で、このところが鍵を握っていると思われるので、伊都国の事情について考えて見る必要がある。

古来より玄海灘に面した諸国は、大陸からの最新の文明に最も浴しうる立地条件に恵まれ、他に先んじて港市を形成しえた。縄文晩期より稲作の痕跡を示す板付・菜畑両遺跡をかかえる先進文化地帯を育んだ。ことに奴国や伊都国は、かつては倭国の盟主として中国に使節を送り出すという、日本列島内の諸國中、最も政治的文化的に進んだ国々であった。奴国は、西暦五十七年に漢の光武帝から「漢委奴国王」の印綬を授かった。⁽²⁾さらにその五十年後の一〇七年に、こんどは伊都国王を代表にしたと思われる「倭面土国王師升等」が中国に遣使・朝貢した。⁽³⁾上記の「面土」を私は⁽⁴⁾面土（⁽⁵⁾回土）と解し、これを伊都国と見て「師升」をその国王と考えるものであるが、すでに説かれるように、「師升等」の「等」の字は複数形を表わし、伊都国を中心とする諸国連合が奴国から覇権を奪い取り、この連合体が中国に朝貢したのだと思う。

伊都国は従って、その後邪馬台国がさらに覇権を奪取するまでは北九州沿岸諸国連合の権力の中心的存在であったと見做される。港市を成す沿岸諸国から見れば、その後背地に存立する邪馬台国が、前の時代の覇権国の王のみその存続を許したのは、かつての沿岸諸国連合の盟主の血筋を居残すことによって旧連合諸国に対する潜在的支配の形態を形式上存置し、その影響力を利用する一方で、この王を一大率に監督させて実質的支配をつらぬこうとしたからであらう。

伊都国を中心とする諸国連合は、井上光貞氏が推考したように「連合の紐帯は微弱なものであった」⁽⁴⁾がゆえに、この沿岸諸国間の熾烈な覇権争いは、しだいに諸国内部に分裂した状況を作り出していった。こうした亀裂のすきをついて、後背部に位置する邪馬台国を中心とする内陸の諸国は、やがて北部の沿岸地帯と戦って勝利し、そこから覇権を奪取するに至った。

西暦一七〇、一八〇年ごろ、このいわゆる「倭国の乱」の結果、北九州の盟主の地位は邪馬台国へと移った。大和説論者は、倭人伝所載のこの「倭国の乱」を全国的な内乱と解するけれども、決してそうではあるまい。右述したよ

うに、邪馬台国を中心とするのちの女王国の連合体と、その以北のかつて奴や伊都が覇権争いを演じた沿岸諸国との対立・抗争がまさに倭人伝記すところの「倭国乱れ相攻伐」の様子であろうと考える。大和説だと、倭の代表国として中国に遣使したことの明白な奴国（五七年）、その西隣りの伊都国（二〇七年）等の北九州沿岸諸国から、いつどのようにして畿内大和というおおよそかけ離れた方面へ覇権国が飛び移ったかの説明が、たんに倭国の乱によるというだけでは、文脈が省かれ、かつ余りに飛躍しすぎていて説得力に乏しい。政權基盤の脆弱な、そして中国皇帝より何らの称号をも与えられなかった伊都国の時代が続いた後の七、八十年の間に、伊都国連合とその後背地に位置する邪馬台国連合との覇権をめぐる攻防があり、その結果、後者が勝利し、邪馬台国が新盟主の座に君臨するようになったと考えるのがより自然な理解に即しているのではなからうか。

倭人伝の記述から読み取る限り、沿岸の七国の服属の度合いは、例えば大官、副官の名称が、一律に「卑狗」「卑奴母離」と名付けられた国はそれらが女王国から派遣された行政官や軍事指揮官により統轄されているゆえ、邪馬台国への服属度は高く、固有の官名を有する国はより独自性を保ちながら服属していた、というように一様ではなかったと推測される。

この七国の邪馬台国に対する服属のあり方は、伊都国時代の旧諸国連合内部の支配構造のあり方を反映しており、基本的にはそれを引き継ぐものではなかったかと思われる。

大林太良氏は、その特有の文明史観を取り入れて、「先進地域に対する後背地の反文化変容運動が、北九州の港市とそのヒンターランドとのあいだにも展開したことは、容易に想像できる⁽⁵⁾」と述べているが、この思考は、倭人伝の「女王国」とその「以北」の国々とを明確に区別することによって、はじめて理解が可能となるのであり、逆にまた大林理論がこの区別する考え方を支持することにもなるのである。

（1） 牧・同右・七二頁。

（2） 『後漢書』東夷伝倭の条に「建武中元二年（五七年）、倭奴国貢を奉して朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭国の極南界なり。光武賜うに印綬を以てす」とあり、文中の印綬は、その現物と覚しきものが、江戸時代（一七八四年）に志賀島で偶然発見され、そこに本文中の五文字が刻まれていたのである。

（3） 『後漢書』同右条に、「永初元年（一〇七年）、倭国王（倭面土国王）北宋版通典 師升等、生口百六十人を献じ、請見を願う」と見える。この時は印綬を賜らなかったらしい。

（4） 井上・前掲『日本国家の起源』・二八頁。

（5） 大林太郎・前掲『邪馬台国』・一七二頁。

〔付記〕 脱稿後、さらに数点の邪馬台国関係文献の存在を知ったが、それらのなかから吉田晶『卑弥呼の時代』（平成七年）、岡内三真・石野博信・小林三郎・高橋護・佐原真・大塚初重『邪馬台国研究 新たな視点』（平成八年）を挙げておきたい。どちらも大和説の立場から書かれた出色の書であるが、現時点では、本稿での私の主張にいささかの変更もないと考える。